○北海道開発局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月五日　北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道斜里郡斜里町字豊倉一〇一番一地先から同町字中斜里九番一地先まで	前	一四・〇メートル～三四・四メートル　一九五キロメートル
	後	一二・五メートル～三八・九メートル　一九五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月五日　北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十九号及び二百七十六号	北海道岩内郡岩内町字敷島内二番五から同町字敷島内一〇番一二まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　平成三十年三月五日

○沖縄総合事務局告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月五日　沖縄総合事務局長　能登　靖

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年沖縄総合事務局告示第四十三号那覇広域都市計画道路事業三・五・十号識名真地線

三　事業施行期間　自平成十九年七月二十三日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月五日　沖縄総合事務局長　能登　靖

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年沖縄総合事務局告示第三十四号那覇広域都市計画道路事業三・三・三号真地久茂地線

三　事業施行期間　自平成十九年七月三日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十九年沖縄総合事務局告示第三十四号、平成二十六年沖縄総合事務局告示第二十三号及び平成二十八年沖縄総合事務局告示第五十二号の事業地のうち沖縄県那覇市樋川一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

質問書提出

三月一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

偽造国際免許証によるレンタカー利用に関する質問主意書（大西健介提出）

参議院

質問主意書提出

三月一日議員から次の質問主意書が提出された。

バス事業の安全問題及び地方路線問題に関する質問主意書（山本太郎提出）（第三〇号）

人事異動

内閣府

内閣府特命担当大臣　福井　照

中央防災会議委員に任命する（二月二十七日）

小林　喜光　松尾　清一

梶原ゆみ子　橋本　和仁

総合科学技術・イノベーション会議議員に任命する（各通）

槍田　松瑩　葛西　雅子　佐藤友美子

村田　晃嗣　森下　俊三

日本放送協会経営委員会委員に任命する（各通）

島袋　俊夫

沖縄振興審議会委員に任命する

古謝　景春

願に依り沖縄振興審議会委員を免ずる

安永　貴夫

願に依り子ども・子育て会議委員を免ずる

山本　和代

子ども・子育て会議委員に任命する（以上三月一日）

法務省

（神戸地方検察庁姫路支部検事）

検事　平木　伸佳

神戸地方検察庁姫路支部勤務を免ずる（二月二十八日）

会計検査院

（事務総長官房人事課長）会計検査院事務官　篠原　栄作

事務総長官房審議官に昇任させる

第二局担当を命ずる

（第五局経済産業検査第一課長）同　遠藤　厚志

事務総長官房人事課長に配置換する

（第三局監理官）同　白川　哲也

事務総長官房能力開発官に配置換する

（第三局国土交通検査第三課長）同　五味　克仁

第一局外務検査課長に配置換する

（第三局上席調査官（道路担当）付総括副長）同　久川　昌彦

第三局上席調査官（道路担当）付専門調査官に昇任させる（以上三月三日）

最高裁判所

最高裁判所判事秘書官　大澤　武紀

最高裁判所判事三浦守付秘書官を命ずる（二月二十六日）

○定年退官

簡易裁判所判事佐久山良二は二月二十二日限り定年退官